

5月5日から児童福祉週間

健やかな成長を願って

5月5日から一週間は児童福祉週間です。

市では、子育てに関するみなさんのさまざまな要望に応えようと、保育園や児童ホーム・旧保健センターの開放、子育てひろばの開設などを行い、子育てしやすい

まちづくりに取り組んでいます。

子育てについての相談もお受けしますので気軽にご利用ください。

【主な相談窓口】

不安なことや心配なことは一人で抱え込まずに、まず相談ください。



- 地域での相談窓口と問い合わせ先…主任児童委員・児童委員（厚生課・☎20 1536）母子福祉推進員（児童家庭課・☎20 1538）、地区保健推進員（健康管理課・☎27 1111）など
- 市役所内相談窓口…家庭児童相談室（児童家庭課内）☎20 153

子ども相談

しつけや不登校のことなど ご相談ください

千葉県中央児童相談所の相談員が市役所で「子ども相談」を行います。気軽にご相談ください。

日時＝5月9日（金）午前10時～午後3時

会場＝市役所3階第二応接室・2階202会議室

相談内容＝しつけ、言葉、知的障害児、身体の不自由な子ども、養護、非行、不登校、いじめなど
申し込みなどくわしくは県中央児童相談所（☎043-253-4101）へ。

くわしくは児童家庭課 ☎20 1538 へ。

- 8、市民相談所 ☎20 1550
- 7、教育指導課 ☎20 1558
- 2、こども110番 ☎23 5110
- そのほかの相談窓口…千葉県中央児童相談所 ☎043 253 4101、子ども・家庭10番 ☎043 252 1152、成田警察署生活安全課 ☎27 0110 内線260

農業用廃材の処理

農業用廃ビニールも産業廃棄物です

ビニールハウスなどで不用になった、使用済みの農業用ビニール資材は産業廃棄物です。これらを野焼き・不法投棄することは法律で禁止されています。

成田市農業用廃プラスチック対策協議会では、これらの処分に困っている農家の委託を受けて、廃プラスチックのリサイクルをするために、毎年2回程度の回収を行っています。

回収を希望する農家や処分に困っている農家は、事前に登録（委託）申し込みが必要となります。

なお、委託するときにはリサイクルに適した荷造りルールをきちんと守りましょう。

- 回収対象＝農業用廃ビニール、農業用廃ポリエチレン、肥料袋、梨用防炎網、育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは回収対象外です
- 回収時期＝8月・12月予定
- 回収費用＝1kg当たり10円（一部無料回収方式もあり）

登録申込書の請求はJ A 成田市営農課 ☎36 1541 または農政課 ☎20 1541 へ。

「移動暴力相談所」

一人で悩まないで

（財）千葉県暴力団追放県民会議事務局では、「移動暴力相談所」を開設します。

● 開設日時＝5月14日（水）午前10時～午後4時

● 会場＝印旛合同庁舎会議室（佐倉市）

くわしくは同事務局 ☎012 0 089354 へ。

5月23日から10区画の受け付けを開始

市では、いづみ聖地公園で返還された墓地10区画について、5月23日(金)から申し込みの受け付けを行います。なお、期間内の申し込みが募集区画数を超えた場合は抽選になります。

- 申し込みができる人「住民基本台帳または外国人登録原票に登録され、5月1日現在市内に1年以上住んでいて、親族の焼骨と埋葬許可証を持っている人
- 申し込み場所「いづみ聖地公園管理事務所(東和泉655・☎362292)
- 申し込み方法「管理事務所に備え付けの用紙に必要事項を書いて同事務所へ
- 申込期間「5月23日(金)～25日(日)までの3日間・午前9時～午後4時(25日は午後3時まで)
- 申込時に必要なもの「印鑑と埋葬許可証
- 募集区画数「4㎡芝生墓地8区画と6㎡普通墓地2区画
- 区画の決定「募集区画数を超えた場合は抽選、抽選後、書類審査を行い、定められた区画番号

順に使用区画を決定

- 抽選日と会場「5月25日(日)午後3時30分から・いづみ聖地公園管理事務所
- 料金の区分「墓地の使用にあたっては「永代使用料」と「管理料」を負担

永代使用料：36万円～58万8,000円(墓地により使用料が異なります)

管理料：芝生墓地は1年度分5,880円、6年度分前納は2万9,400円、普通墓地は1年度分5,040円、6年度分前納は2万5,200円(単年または6年度分前納を選択)

くわしくは環境衛生課 ☎201531へ。



緑豊かないづみ聖地公園

気軽に要望や意見などを

5月19日(月)～25日(日)は「春季行政相談強調週間」です。

これは、行政相談制度を、みなさんに広く知ってもらい利用していただくために全国的に行われるものです。

市では、この週間にちなみ、次のとおり「行政相談」を行います。

相談には総務大臣から行政相談委員として委嘱された、須藤誠子

さん(郷部)と篠原孝男さん(北羽鳥)が応じます。

年金、医療保険、郵便など国の行政やN・T・Tなど特殊法人の仕事について要望や意見を気軽に相談ください。なお、人権擁護委員による人権相談も開催しています。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

- 期日「5月19日(月)」
- 時間「午前10時～午後3時
- 会場「市役所2階201会議室
- また、総務省千葉行政評価事務

成田都市計画墓園の変更素案の縦覧と公聴会を開催

墓園として都市計画決定されているいづみ聖地公園は、整備されている3,235基のうち3,217基が利用済みです。

今後の人口増加などに伴う墓地需要への対応や良好な墓地公園の整備のため、この聖地公園の区域面積を拡大し、新たに2,500基の墓地や公園空間を整備しようと、都市計画を変更することになりました。

この計画を策定するために市で作成した原案をもとに県が素案のとりまとめを行いました。

今後、みなさんからの意見を聞きながら、この都市計画案を作成していくため、次のとおり素案を縦覧するとともに公聴会を開催します。

【素案の縦覧】

期間＝5月6日(火)～20日(火)(土・日曜日を除く)

時間＝午前9時～午後5時

場所＝環境計画課(市役所2階)および県公園緑地課

【公聴会の開催】

日時＝6月8日(日)午後2時から

場所＝市役所6階大会議室

公述人の資格＝成田市に住所がある人(法人を含む)

公述の申し出の方法＝公述を希望する人は、知事あての申し出に住所・氏名・年齢などを記載し、述べようとする意見の要旨を添えて、環境計画課(☎286-8585花崎町760)に提出してください。公述申し出書の様式は、同課にあります。

公述申し出書の提出期間＝5月6日(火)～20日(火)(郵送の場合は提出期間の最終日の消印のあるものまで有効)

なお、公述人がいない場合は、公聴会を中止します。

公聴会についてくわしくは環境計画課(☎20-1533)または県公園緑地課(☎043-223-3928)へ。なお、公聴会当日の問い合わせは成田市役所(☎22-1111)へ。

所行政相談課 千葉市中央区中央港1, 11 3・行政相談苦情110番 ☎043-244 1100(でも土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで行政相談を受け付けています。FAX(043-246 9829)インターネットホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/kansatu/tizu.htm>でも常時行政相談を受け付けています。

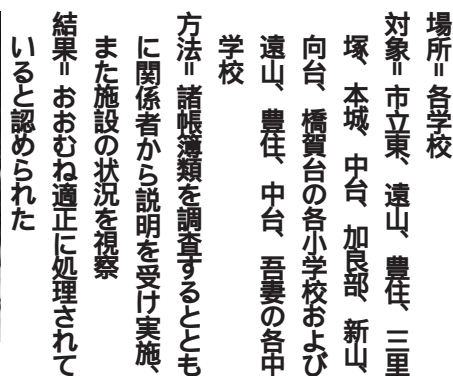
くわしくは市民相談所(☎201507)へ。

平成14年度に実施した監査結果の概要を、地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 藤崎 毅

山崎昭男

24日 10月9日・10日



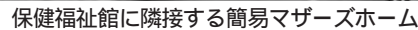
地域の特性を生かした教育を

意見」各学校とも教育計画の中で教育目標、経営の基本方針が明確に確立され、それに沿った運営がなされているが、これから、教育も費用対効果の面で配慮が必要になるものと考えられる。教育設備の整備、英語教育の充実などが進められているので、有効に活用し、効果を上げられるように望む。

されるよう望む。

また、平成14年度から学校週5日制が導入され、保護者から不安の声も聞かれるところなので、学力の向上、部活動などのできる限り、各校の立地特性を生かし、保護者をはじめ地区住民の協力を得て児童生徒の人格形成を含めた幅広い教育効果の向上を期待する

工事現場の調査を実施



場所 Ⅱ 監査委員事務局

期日 平成15年2月4日

対象(財)成田市教育文化振興財団に委託の成田国際文化会館管理および同財団が実施する青少年交流体験事業に対する補助金に係る事務の執行方法」提出された出納関係帳票などの関係書類を調査するとともに、関係者から説明を受け実施結果「おおむね適正に執行されていると認められた

に係る事務の執行

方法Ⅱ 提出された出納関係帳票な

どの関係書類を調査するととも

に、関係者から説明を受け実施

結果〓 おおむね適正に執行されて

いると認められた

くわしくは監査委員事務局
(☎ 20 1572)へ。

(☎
20
1
5
7
2
)
^。

手賀沼・印旛沼・根木名川圏流域懇談会

議事要旨を公開します

地域のみなさんの意見を反映した河川整備計画を策定するため、

「第3回手賀沼・印旛沼・根木名

川圏流域懇談会」の根木名川部会

が3月25日に開催されました。そ

の資料と議事要旨を次のとおり公

開します。

期間 5月1日(木) ~ 30日(金)

(土・日曜日、祝日を除く)

場所 〃 県都市河川課 成田土木事

事務所 土木課(市役所5階)

大興3年(1040)に、

くわしくは、県庁市河川課で。

4
3,
2
2
3,
3
1
5
6
)
^
。

消費生活相談 Q&A

Q 昨日、訪問販売で「今なら洗剤とビール券をあげる」と言われて新聞の購読契約をしました。が、家族に反対されました。クーリングオフできるでしょうか。

A 新聞の訪問販売は、「特定商取引に関する法律」で規制されています。契約内容を明らかにする書面を受け取ってから8日以内であれば、ハガキでクーリングオフ通知をして無条件で契約を解除することができます。

しかし、クーリングオフ期間を過ぎた場合には、原則として一方的な

新聞の購読契約

契約の解除はできず、新聞販売店と話し合うことになります。

また、新聞勧誘の現状としては、数カ月分の購読料を無料にするとか、商品券などをサービスするといった何年か先の契約を誘うことも多いようです。

こうした状況に対応するため公正取引委員会と新聞業界では、これらのサービスを景品と考えて、上限金額を『6カ月分の新聞購読料の8%』と決めています。

購読契約のトラブルを避けるには、数カ月も先の契約は断ることや、内容をよく確認して契約書面を保管しておくことが大切です。ま



た、購読期間を定めないなど、特別の約束が条件になるときは、その内容を書面に記載してもらい、販売店へも確認しておくことが重要です。

【新聞販売に関する相談機関】

新聞公正取引協議会 千葉県新聞販売管理事務所 (☎043-224-8841)

くわしくは消費生活センター (☎23-1161)へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民（行政）相談	月～金曜日	8：30～17：00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎ 20-1507
市民生活相談 家事・民事）	月・木曜日 (5日は祝日のため6日に振り替え)	9：00～16：00	〃	〃
法律相談 予約制） (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13：00～16：00	〃	〃
人権・行政合同相談	19日(月)	10：00～15：00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	20日(火)	10：00～12：00	〃	〃
税務相談	20日(火)	10：00～15：00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	8日(木)・22日(木)	13：00～16：00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	17日(土)	13：00～16：00	中央公民館会議室	市民よろず相談事務局 作田義美さん ☎ 23-3286)
女性就業相談 来所前に要電話)	水・金曜日 (2日・21日は休み)	10：00～16：00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9：00～16：00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2725
住宅相談 予約制） (住宅の電気に関する相談も含む)	8日(木)	10：00～12：00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎ 22-2101 6日(火)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9：00～16：00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎ 22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10：00～16：00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎ 23-1161
年金相談	水曜日	10：00～15：00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎ 20-1526
交通事故相談	6日(火)	10：00～15：00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎ 20-1527
心配ごと相談	木曜日	10：00～15：00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎ 27-7755
酒害相談	1日(木)・15日(木)	9：00～12：00	〃	〃
介護相談	8日(木)	14：00～16：00	在宅介護支援センター 玲光苑 ☎ 24-2251	高齢者福祉課 ☎ 20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9：00～16：00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎ 20-1538
戦没者遺族相談	26日(月)	10：00～15：00	市役所1階相談室	厚生課 ☎ 20-1536
健康体力相談	火曜日	9：00～12：00	市体育館	市体育館 ☎ 26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9：00～17：00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎ 20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9：00～16：00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎ 20-6336
教育相談 不登校相談も)	月～金曜日	10：00～17：00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎ 28-3234